

山梨県公報

第千九百九十四号

平成二十一年

十一月五日

木曜日

目次

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………	五八九
富士川上流地域森林計画の変更案の縦覧……………	五八九
富士川中流地域森林計画の案の縦覧……………	五八九
山梨東部地域森林計画の変更案の縦覧……………	五八九

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
 平成二十一年十一月五日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 申請のあった年月日 平成二十一年十月二十六日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人ヘルパーセンター陽だまり
 - 2 代表者の氏名 河西美礼
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市藤田三百四番地
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、高齢者、障害者、病人などに対して、自立相談および支援等に関する事業を行い、健全者との豊かな共生社会の創造に寄与することを目的とする。
 - 三 縦覧期間 平成二十一年十月二十七日から同年十二月二十六日まで

● 富士川上流地域森林計画の変更案の縦覧
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項の規定により富士川上流地

域森林計画を変更するので、同地域森林計画の変更案を山梨県中北林務環境事務所及び峡東林務環境事務所において、平成二十一年十一月六日から同年十二月五日まで縦覧に供する。なお、同地域森林計画の変更案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。
 平成二十一年十一月五日

山梨県知事 横 内 正 明

● 富士川中流地域森林計画の案の縦覧
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により富士川中流地域森林計画を定めるので、当該計画の案を山梨県峡南林務環境事務所において、平成二十一年十一月六日から同年十二月五日まで縦覧に供する。なお、当該計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。
 平成二十一年十一月五日

山梨県知事 横 内 正 明

● 山梨東部地域森林計画の変更案の縦覧
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項の規定により山梨東部地域森林計画を変更するので、同地域森林計画の変更案を山梨県富士・東部林務環境事務所において、平成二十一年十一月六日から同年十二月五日まで縦覧に供する。なお、同地域森林計画の変更案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。
 平成二十一年十一月五日

山梨県知事 横 内 正 明

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番